

令和3年度地域と市長のまちづくり懇談会 大村校区

開催回次	令和3年度第13回	開催月日	11月28日	開催校区	大村校区	開催場所	大村校区市民館
議題				市の回答			
<p>1. 運動場隣接地について</p> <p>校庭に隣接する柴屋神社所有地について、子どもたちが安全に遊んだり、学習活動に取り組んだりできるよう、以下(①または②)のように校地として借りていただけたらと思いますので、ご検討をお願いいたします。</p> <p>① 小運動場の西側フェンスを、5～6m程度西側へ移動する。 →小運動場が広くなり、ドッジボールの小コートをとることができ、子どもたちの遊びや活動が広がります。</p> <p>② コンビネーション遊具南側を5×6m程度広げる。 →コンビネーション遊具を安全に利用することができる。</p>				<p>教育政策課</p> <p>運動場の面積は、文部科学省令に定められており、大村小学校の場合、2,400㎡以上必要となります。</p> <p>現在、大村小学校の運動場面積は6,316㎡あり、設置基準を十分満たしていることから、新たに学校用地を拡張する予定はありません。</p>			